

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月29日
【会社名】	株式会社インフォメーション・ディベロプメント
【英訳名】	INFORMATION DEVELOPMENT CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 船越 真樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町7番地5
【電話番号】	03(3264)3571(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室長 山内 佳代
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町7番地5
【電話番号】	03(3262)5177
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室長 山内 佳代
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 117,397,000円

- (注) 1. 本募集は、平成23年6月23日開催の当社第43期定時株主総会の決議及び平成23年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するものであります。
2. 募集金額はストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとします。また、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	2,170個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成23年8月17日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社インフォメーション・ディベロプメント 総務部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成23年8月17日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権証券は、平成23年6月23日開催の当社第43期定時株主総会決議及び平成23年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものです。

##### 2. 申込の方法

申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うこととします。

##### 3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社取締役、従業員、当社子会社取締役及び従業員に対して割り当てられます。

##### 4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当の対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	4名	120個
当社従業員	130名	1,695個
当社子会社取締役及び従業員	19名	355個
合計	153名	2,170個

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、当社普通株式の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	217,000株 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。 但し、(注)1.の定めにより付与株式数の調整を行うことがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げます。但し、当該金額が新株予約権割当日の終値(割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。 但し、(注)2.の定めにより、行使価額の調整を行うことがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金117,397,000円(注) (注)本有価証券届出書提出時の見込額であります。但し、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 1株当たりの発行価格は、行使価額と同額とします。 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記に定める資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成25年7月30日から平成33年7月29日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社インフォメーション・ディベロブメント 総務部 (またはその行使時における当該業務担当部署) 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほコーポレート銀行 日本橋営業部 (またはその行使時における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)

新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った後も、任期満了等の正当な理由による退任ならびに定年および会社都合による退職の場合に限り、当該地位喪失から1年間（当該地位喪失が新株予約権行使期間開始前の場合には、行使期間開始後1年間）に限り行使することができます。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとします。</p> <p>3. その他の条件については当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に基づき、定めるものとします。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。</p> <p>2. 新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」1. に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができます。</p> <p>3. その他の取得事由および取得条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に基づき、定めるものとします。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社、吸収分割する事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社および株式移転により設立する株式会社（以上を総称して以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとします。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数  新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類  再編対象会社の普通株式とします。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数  組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てます。</p>

	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる1株当たり行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の最終日までとします。</p> <p>その他の行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて定めるものとします。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要します。</p>
--	--

(注) 1. 付与株式数の調整

新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。

ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用します。

また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

2. 行使価額の調整

割当日後に以下の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。また、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式無償割当て} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合、公正な価額による公募増資の発行の場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えます。

3. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合、当社が指定した所定の様式の権利行使申込書等の必要書類を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める行使請求受付場所に提出するとともに、当社の指定する銀行口座に払込金を払い込むものとします。

(2) 前項の方法による権利行使を行う場合には、当社指定の方法により証券会社に新株予約権者本人名義の口座を開設するものとします。

4. 新株予約権の行使効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、行使請求の受付場所において受領された新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ払込金額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金されたときに生ずるものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）（注）1	発行諸費用の概算額（円）（注）2	差引手取概算額（円）
117,397,000	3,000,000	114,397,000

（注）1．払込金額の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者が、その権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

### （2）【手取金の使途】

今回の募集は、当社の取締役、従業員、当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的に、ストックオプションとして新株予約権を付与するものであり、資金調達を目的としておりません。したがって、本新株予約権は無償で発行されるものであり、本新株予約権の発行による手取金は発生しません。

また、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、当該行使の決定が、将来の行使期間における各新株予約権者の判断に委ねられるため、現時点で、その金額、時期を資金計画に組み込むことは困難であります。

したがって、新株予約権の行使による払込みの手取金は、当社の運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、当該行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年7月29日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成23年7月29日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第43期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年7月29日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成23年6月27日に関東財務局長に臨時報告書を提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

#### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月23日

#### (2) 当該決議事項の内容

##### 第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金19円

##### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、船越真樹、山川利雄、七尾静也、小池昭彦、三木昌樹をそれぞれ選任する。

##### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、岡崎正憲、増田裕明をそれぞれ選任する。

##### 第4号議案 当社並びに当社グループ会社取締役及び従業員に対するストックオプション（新株予約権）を発行する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議結果 （賛成の割合）
第1号議案	58,135	83	0	（注）1	可決（99.9%）
第2号議案 船越 真樹	54,654	3,564	0	（注）2	可決（93.9%）
山川 利雄	58,179	39	0	（注）2	可決（99.9%）
七尾 静也	58,179	39	0	（注）2	可決（99.9%）
小池 昭彦	58,179	39	0	（注）2	可決（99.9%）
三木 昌樹	58,172	46	0	（注）2	可決（99.9%）
第3号議案 岡崎 正憲	58,163	55	0	（注）2	可決（99.9%）
増田 裕明	58,156	62	0	（注）2	可決（99.9%）
第4号議案	57,973	245	0	（注）3	可決（99.6%）

（注）1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

### 3 最近の業績の概要について

平成23年7月29日開催の取締役会において決議された第44期第1四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）に係る四半期連結貸借対照表および四半期連結損益計算書は以下のとおりであります。なお、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令 第64号）に基づいて作成したものではありません。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

## 四半期連結財務諸表

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,012,863	1,689,914
受取手形及び売掛金	2,763,462	2,202,530
仕掛品	19,042	59,711
その他	412,837	344,233
貸倒引当金	1,329	1,329
流動資産合計	5,206,876	4,295,060
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,686,795	1,686,795
その他(純額)	638,390	625,844
有形固定資産合計	2,325,186	2,312,640
無形固定資産		
のれん	416,413	396,793
ソフトウェア	64,251	60,509
その他	24,325	24,842
無形固定資産合計	504,990	482,145
投資その他の資産	1,242,043	1,246,566
固定資産合計	4,072,220	4,041,353
資産合計	9,279,096	8,336,414

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	238,561	196,496
短期借入金	780,000	430,000
1年内返済予定の長期借入金	41,150	16,100
未払法人税等	162,788	11,197
賞与引当金	596,746	136,231
役員賞与引当金	20,835	4,101
受注損失引当金	-	176
その他	579,904	726,791
流動負債合計	2,419,986	1,521,095
固定負債		
退職給付引当金	573,703	573,640
役員退職慰労引当金	3,575	2,921
その他	94,025	91,920
固定負債合計	671,304	668,481
負債合計	3,091,291	2,189,576
純資産の部		
株主資本		
資本金	592,344	592,344
資本剰余金	545,593	545,593
利益剰余金	5,340,738	5,290,770
自己株式	429,696	429,737
株主資本合計	6,048,979	5,998,971
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	38,219	33,481
為替換算調整勘定	11,335	9,335
その他の包括利益累計額合計	49,554	42,816
少数株主持分	188,379	190,681
純資産合計	6,187,805	6,146,837
負債純資産合計	9,279,096	8,336,414

## (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	4,030,358	3,834,285
売上原価	3,246,381	3,108,109
売上総利益	783,976	726,176
販売費及び一般管理費	607,277	563,517
営業利益	176,699	162,659
営業外収益		
受取利息	587	579
受取配当金	9,887	10,051
助成金収入	9,277	5,793
その他	22,329	9,329
営業外収益合計	42,083	25,754
営業外費用		
支払利息	1,972	1,557
コミットメントライン手数料	16,975	16,997
その他	2,368	913
営業外費用合計	21,316	19,467
経常利益	197,465	168,945
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入額	1,000	-
特別利益合計	1,000	-
特別損失		
固定資産売却損	11	-
投資有価証券評価損	6,516	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	9,853	-
特別損失合計	16,380	-
税金等調整前四半期純利益	182,084	168,945
法人税、住民税及び事業税	3,398	2,497
法人税等調整額	83,429	69,189
法人税等合計	86,828	71,686
少数株主損益調整前四半期純利益	95,256	97,258
少数株主利益又は少数株主損失( )	6,540	6,097
四半期純利益	101,797	91,161

(四半期連結包括利益計算書)  
(第1四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	95,256	97,258
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,494	4,706
為替換算調整勘定	387	2,000
その他の包括利益合計	7,107	6,707
四半期包括利益	88,149	103,965
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	95,742	97,900
少数株主に係る四半期包括利益	7,593	6,065

[次へ](#)

（３）継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

（４）株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

該当事項はありません。

（５）重要な後発事象

当社は、平成23年7月29日開催の取締役会において、当社第43期定時株主総会で承認されました「当社並びに当社グループ会社取締役及び従業員に対するストックオプション（新株予約権）を発行する件」について、具体的な発行内容を決議しております。

詳細につきましては、本日付リリース「ストックオプション（新株予約権）の発行条件等に関するお知らせ」をご参照ください。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 自 平成22年 4月 1日 (第43期) 至 平成23年 3月31日	平成23年 6月24日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 自 平成22年 4月 1日 (第43期) 至 平成23年 3月31日	平成23年 6月27日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月23日

株式会社 インフォメーション・ディベロプメント  
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員

業務執行社員

公認会計士

杉 田

純 印

業務執行社員

公認会計士

内 野

雅 一 印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフォメーション・ディベロプメントの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォメーション・ディベロプメント及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載のとおり、会社は当連結会計年度より工事契約に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結財務諸表を作成している。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社インフォメーション・ディベロプメントの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社インフォメーション・ディベロプメントが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月23日

株式会社 インフォメーション・ディベロップメント  
取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 杉 田 純 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 内 野 雅 一 印

業務執行社員 公認会計士 増 田 涼 恵 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフォメーション・ディベロップメントの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォメーション・ディベロップメント及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成23年6月23日開催の株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権を付与することの決議を行った。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社インフォメーション・ディベロップメントの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載も含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社インフォメーション・ディベロップメントが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月23日

株式会社 インフォメーション・ディベロプメント  
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員

業務執行社員

公認会計士

杉 田

純 印

業務執行社員 公認会計士

内 野

雅 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフォメーション・ディベロプメントの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォメーション・ディベロプメントの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な会計方針に記載のとおり、会社は当事業年度より工事契約に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月23日

株式会社 インフォメーション・ディベロプメント  
取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 杉 田 純 印

業務執行社員 公認会計士 内 野 雅 一 印

業務執行社員 公認会計士 増 田 涼 恵 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフォメーション・ディベロプメントの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォメーション・ディベロプメントの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成23年6月23日開催の株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権を付与することの決議を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。